

### 学校感染症にかかった場合の対応について

下の一覧表にあげた病気は学校感染症といわれ、たとえ軽症でも登校できません。  
 かかったら学校に届けを出し、医師の許可があるまで家庭で安静にしてください。これは  
 法律で定められた「出席停止」で欠席扱いではありません。(学校保健安全法第19条)

分類	病名	出席停止の期間
第1種	(*)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ *鳥インフル(H5N1)を除く 百日咳	発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで  特有の咳が消失するまで、又は5日間の適 正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現 した後5日を経過し、かつ全身状態が良好 となるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消 失した後2日を経過するまで
第3種	結核	病状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないとみとめられるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	腸管出血性大腸菌感染 急性出血性結膜炎 流行性角結膜炎 <u>その他の感染症(別紙に詳細)</u>	

\*第1種：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、  
 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1)

### 学校感染症証明書

沖縄県立南風原高等学校

年 組 番 氏名

診断名 ( )

\*第3種「その他の感染症」については、感染力が強く、感染拡大の可能性  
 がある場合、記入して下さい。  
\*出席停止の必要がない場合、本用紙の記入は不要です。

出席停止期間等の指示

平成 年 月 日

医療機関所在地及び名称

医師名 印

切り取り線

- ※ 学校感染症にかかってしまったら、上記の証明書を、医療機関で記入してもらい、  
 生徒が登校してくる際に保健室に提出させて下さい。  
 (インフルエンザは別様式に記入)
- ※ 本用紙または、医師の治癒証明書の提出がない場合、出席停止の扱いができません。

保健室記入欄

受取日：平成 年 月 日 サイン：